

2020年3月10日
参議院予算委員会公聴会
全労連事務局長 野村幸裕

本日は発言の機会を頂きありがとうございます。

私は全国の産業別労働組と各地方の労働組合で組織しています全国労働組合総連合、全労連で事務局長を務めさせていただいている野村幸裕です。

本日は新型コロナウイルスの現状について報告させていただきたいと思います。

報告に先立ち、貴委員会をはじめ国会議員の皆様が新型コロナウイルス対策について議論を重ねて頂いていること、および厚生労働省の職員の皆さん、医療関係機関の皆さんをはじめ教育や医療・保育・公衆衛生・高齢者福祉などあらゆる分野で皆さんが献身的に拡大防止や抑制、治療等にあたられていることに感謝いたします。

さて、わたくしからは、新型コロナウイルスにかかわって職場の実態を中心に述べさせていただきます。今回の諸課題は日本における将来の方向性を決める経済・社会・行政法上の課題を明らかにしました。具体的な職場の状況からみていきます。資料は職場の現状と課題と題した12ページのものを用意しましたので、随時ご参照ください。

職場の実態ですが、

ひとつ目は、学校職場です。小学校をはじめ学校への安倍首相による一斉休業の要請を受けた各都道府県などによる学校の休業の影響について3つの角度から現状をお話したいと思います。

まず、職員の状況です。今回、改めて、皆さんに話を伺いますと学校に働く職員の皆さんの心配事は共通しています。それは子どものことです。子どもの学習や健康、安全、食事の偏りなどについて心を痛めていました。学校の方が安全ではないのかという声が多く上がっています。子どもの学習権を一方向的に奪うことはできません。休業措置を止めて欲しいとの声が多く上がっています。

さて、教職員の勤務についてですが、特に非正規雇用の教職員の方、委託先の方からの情報や相談が多く寄せられています。

資料の1ページから2ページにかけていくつか紹介しています。今回の学校の休業措置に伴う場合と発症者があり、学校閉鎖になった場合についての相談が多く寄せられています。申すまでもなく民法は536条第2項で使用主に責任があれば反対給の請求権を認めています。結論だけ言えば、正規雇用であろうと非正規雇用であろうと、新型コロナウイルス

によって学校から休業を指示した場合は、特例措置として休業補償の拡大と共に100%の賃金を支払うべきと考えます。

次に、保護者の方々の状況です。

前提ですが、休みが必要な時には休めるという働き方の風土をつくっていきたいと思います。「子どもをひとりきりに出来ない。でも休めない。」このことで悩んだ方が多数いらっしゃいます。今回、賃金を保障した有休休暇制度を早急に宣伝されたことにより、この不安は解消されたかに見えました。しかし、対象が限定されていることや額が少額であること、事業主への助成金であることから不安は解消されていません。雇用保険未加入者に対する一般会計からの支出も含めて、早急に臨時的に全額補償の方向での検討をお願いいたします。

学校関係の最後に 学校に関連する業者さんについてです。特に給食に限定します。学校給食に食材を収めている生産者の方々は、子どもたちの健康や食育の観点から低農薬であったり新鮮さを保ったりと工夫をしながら日々努力されています。直ちに一般市場で流通するとはいかない事情がそこにはあります。牛乳はバターで政府が購入されるそうですが、それでも単価や輸送費などの損害が事業の継続に困難さを抱える可能性があります。また、中小零細の企業も多くあります。学校を再開した時、安心でおいしい給食ができるよう、農業や漁業者、中小企業者への緊急融資と共に損失補填が必要ではないかと考えています。

ふたつ目の職場は学童保育です。

突然の学校休業で体制づくり、指導員の確保に苦勞しました。今でもまだ苦勞は続いています。そもそも、学童保育の職場には狭い空間、少ない正規雇用指導員。子どもがいる時だけが保育の仕事という準備や保育計画の会議等を顧みない基準、低賃金が押し付けられているという実態がありました。そこへ突然の時間延長です。面積や人員の配置基準の引き上げを求めます。

また、今回は臨時的措置として時間外勤務手当や人件費の増に対する負担増に公民問わず対応するため、国による自治体への財源保障を求めます。今回、加算額にさらに加算をしていただきましたが、箇所単位に加えて人員分も加算して算出していただきたいと思いません。

さらに民間の施設では非正規雇用で働く指導員から閉鎖した場合の賃金補償についての不安が寄せられています。労働者に対する賃金補償を実施し、運営者に対する自治体の助成金、自治体に対する国の補助金等、財政支出が重要となっています。臨時の措置として財源

を措置することが必要です。

三つ目の職場は介護職場です。訪問拒否やサービスの変更が起こっており、訪問介護の実績確保は困難であり、支援や介護を必要している方の状態が心配であるとともに、働く方にとっては長期化による収入減への心配もあります。正確な情報が求められています。また、施設では万が一発症した場合、隔離する部屋がないとの心配もあります。代替施設を都道府県、市町村が協力して今から、互いに融通することも含めて隔離場所の確保を計画する必要がありますと考えます。

四つ目の職場は病院・公衆衛生です。感染症病院・病棟の体制の強化をお願いします。応援に行く人も出せません。賃金の引き上げなど処遇の改善が必要です。また、防護服やマスク、消毒液も足りません。医療従事者の感染拡大が懸念されます。早急な安全対策が必要です。なお、感染症に関する病院の多くは公的・公立病院です。地域医療の見直しと言って一方的な統廃合の押し付けではなく、地域の議論と合意形成による地域医療計画の策定がますます重要となっています。

五つ目、交通、特にタクシー

タクシーは歩合給であるため、休むと収入減に直結します。賃金を保障した休業制度の確立が必要です。また、景気の後退と相まって売上高が 2割から3割減少し、4割近いところもあります。この収入減は運転手さんの賃金に直結します。最低賃金を割る方も出てきています。ドライバーに賃金の保障を行うとともに特に中小を中心に事業者への賃金補償分の補助が必要と考えます。

六つ目は契約社員や中小業者の不安の解消です。学校が休みになる。営業収入が落ちる。自宅待機させられる。など、不安定な雇用の中や体力のない企業ではすでに解雇や事業所閉鎖などがささやかれています。今、多様な働き方が喧伝されています。であるなら、多様であっても働き方であるなら、すべての働く者、臨時でも、パートでも。短時間でも、行ってみたら帰れと言われてとしても、休業補償をすべきです。新型コロナウイルスの影響は、雇用従属性が強い労働者はもとより、労働者に近い、資本の蓄積ができない国民も直撃しています。しかもこの方々が日本経済を支えているのです。

さて、これらの職場の状況を踏まえると2つの特筆すべきことがあります。

ひとつは対策の方向性です。

休業補償の対象に正規雇用も非正規雇用も視野に入れた対策を考えていることです。フリーランスや個人の小規模零細企業への支援も工夫されるとの報道もあります。まさに、働く方すべてが対象となれば、安心して働き続ける大きな転換となります。しかし、具体化

ではまだまだ不十分です。8,330円では足りません。8時間で働くとして東京の最低賃金をわずかに上回るだけです。また中小企業にとって3分の1を負担することとなると申請に二の足を踏みます。雇用保険法の改正も今国会の課題ですが、一括法ではこのような議論ができません。日切れ法案と切り離し、慎重な審議が必要だと考えます。

もう一つは、そもそも国民の中にあつた漠然とした不安が一気に拡散したということです。

人生設計ができない、将来への不安があることが、目の前の不安を拡張させています。不足しないティッシュの買いだめなどその現れです。消費税が10%になって、懸念されていた以上に経済が落ち込んでいます。5%から8%に引き上げられた影響が解消しないうちでの増税です。格差が広がっています。労働分配率が低下し、税や社会保障の負担が増えていることによって、労働者の消費動向は益々低下しています。国内総生産の6割近くを占める個人消費の拡大こそが景気回復の要です。

私たち全労連は、今国民春闘にあたり、日本経済が不透明なら、低迷しているなら、今こそ、この間、総額を増やした内部留保を活用して社員はもとより下請け企業へも還元すべきだと訴えています。なお内部留保について、活用できない場合は臨時的な課税も検討すべき時期に来ていると考えています。内部留保を多数の労働者や国民に還元し、経済の循環を高めるべきです。

日本経済の足元が弱まっているとき、その足元をえぐるような新型コロナウイルスによってさらに根本的に日本経済が崩れようとしているとき、経済政策として経済の循環を全国的に広げるため、大胆な財政支出が必要です。

良識の府として、政府予算を組み替え、新型コロナウイルスに対する予算を盛り込んだ2020予算とされることを心からお願いするとともに、新型コロナウイルスを早期に制圧し、これまでの政策を根本的に見直し、危機に強く、持続可能で力強い日本経済を皆さんのご指導のもとつくっていきたいと思っていることを述べて公述を終わります。

ありがとうございます。